相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市中島四丁目四一番地、最後の住所新潟県長岡市寺泊金山四三二番地　被相続人　亡　本山　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

新潟県長岡市三和三丁目八番地二三　坂井ビル中二階　六花法律事務所　相続財産管理人　弁護士　髙橋　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市四方一二四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　畑　助三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

富山県富山市新根塚町三丁目八番地一五　田中法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田中　智芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区日置通三丁目三三番地、最後の住所不明　被相続人　亡　加藤　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

岐阜県美濃加茂市太田町一九四〇―一八　アルゴビル一階　みのかも法律事務所　相続財産管理人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県安八郡神戸町大字神戸三七六番地、最後の住所岐阜県安八郡神戸町大字神戸三七〇番地　被相続人　亡　藤井とも子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

岐阜県本巣市根尾中一四三番地二、事務所岐阜県揖斐郡大野町大字稲畑三四三番地一　相続財産管理人　司法書士　所　満

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市西区新町一丁目二六番地、最後の住所大阪府大阪狭山市今熊七丁目一八九番地の一　B―九〇三号室　被相続人　亡　瀬川　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

大阪府大阪市中央区道修町一丁目六番七号　北浜ＭＩＤビル九階　相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市灘区大石南町一丁目三番地、最後の住所神戸市灘区大石南町一丁目六番一七号　被相続人　亡　村尾はつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　木下　卓男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市中央区南新町二丁目三九番地、最後の住所兵庫県西宮市弓場町三番七―一〇八号　被相続人　亡　浦**而**　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

兵庫県尼崎市昭和南通三丁目一番　第二松本ビル五階五〇一号　相続財産管理人　弁護士　古賀　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県球磨郡一勝地村大字一勝地丙一一五八番地、最後の住所不明　被相続人　亡　田代　カヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

熊本県人吉市上薩摩瀬町三〇八番地　相続財産管理人　宮本　稔也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島縣大島郡大和村大字大金久六三番地、最後の住所鹿児島県大島郡大和村大字大金久二〇六番地　被相続人　亡　德　ヤス

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月三日

鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町一八番地一七　相続財産管理人　司法書士　里村　紀幸

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬する事になりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

平成三十年七月三日

一　墳墓等所在地　東京都中野区沼袋二丁目一四八六―一、同一四八六―四、同一四八六―七Ａ

一　墳墓等の名称　貞源寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名全て不詳　岩堀家、佐々木家、伊庭家

一　改葬を行おうとする者　東京都中野区沼袋二丁目一九―二八　宗教法人貞源寺　代表役員　藤木　雅清

第25期決算公告　平成30年7月3日

東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

リハウスローンサービス株式会社

代表取締役社長　櫻井　文夫

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	475,698
	固定資産	47,172
	合計	522,871
負債及び純資産の部	流動負債	110,724
	固定負債	2,649
	株主資本	409,497
	資本金	30,000
	資本剰余金	―
	資本準備金	―
	利益剰余金	379,497
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	371,997
	（うち当期純利益）	(236,732)
	合計	522,871

第41期決算公告　平成30年7月3日

千葉市中央区新宿二丁目5番9号

三井不動産リアルティ千葉株式会社

代表取締役社長　林　暢也

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,922,990
	固定資産	492,687
	合計	3,415,677
負債及び純資産の部	流動負債	3,021,973
	固定負債	155,044
	株主資本	238,660
	資本金	130,000
	資本剰余金	―
	利益剰余金	2,729,880
	利益準備金	30,100
	その他利益剰余金	2,699,780
	（うち当期純利益）	(24,153)
	自己株式	△2,621,220
	合計	3,415,677

第26期決算公告　平成30年7月3日

仙台市青葉区国分町三丁目1番1号

三井不動産リアルティ東北株式会社

代表取締役社長　安念　孝

貸借対照表の要旨（平成30年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,572,634
	固定資産	777,190
	合計	3,349,825
負債及び純資産の部	流動負債	1,207,721
	固定負債	347,452
	株主資本	1,794,650
	資本金	100,000
	資本剰余金	110,351
	その他資本剰余金	110,351
	利益剰余金	1,584,299
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	1,559,299
	（うち当期純利益）	(612,419)
	合計	3,349,825